



(2025 年 6 月 4 日以降の申込み用)

リフォームかし保険

「リフォームワイド」のご案内



住宅瑕疵担保責任保険法人

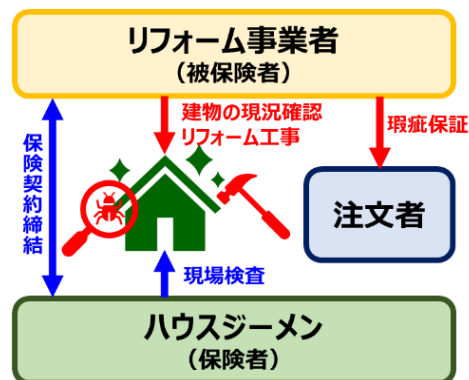
株式会社 ハウスジーマン

1. 保険の概要

建物全体の耐力・防水性能を保証するリフォーム工事を補償するリフォームかし保険です。

point

リフォームワイドを利用することで、通常のリフォームかし保険ではカバーされない設計瑕疵によるリスクにも備えられます。



リフォームワイドのコース		
構造・防水コース	「建物全体の耐力性能と防水性能」を補償します。	・延長保証のための工事 ・耐震改修工事
構造コース	「建物全体の耐力性能」と「工事実施部分の防水性能」を補償します。	・耐震改修工事
防水コース	「建物全体の防水性能」と「工事実施部分の耐力性能」を補償します。	・全面塗装工事 ・防水リフレッシュ工事

2. この保険を利用できる住宅

人の居住実績のある戸建住宅と小・中規模住宅

防水コースで耐震改修工事のような耐力性能に関わる工事を行わない場合以外は、工事完了後に建物が現行の耐震基準を満たしている必要があります。

延べ床面積が1000㎡未満の共同住宅が小・中規模共同住宅に該当します。

3. この保険の対象となる工事

対象となる工事	対象とならない工事
・建物そのものに対する工事(基礎の新設を伴う工事を除く。) ・建物と一体となった家具や住宅設備の工事	・基礎の新設を伴う工事(増築工事) ・建物と一体となっていない家具や設備の工事 ・外構等の敷地内の建物以外の工事
point	増築工事は、増改築リフォーム保険で引受けが可能です。

4. 補償内容

○ 保険事故と補償期間

保険事故と補償期間			
補償期間は、リフォーム工事の完了日から開始します。			
工事完了日には、写真検査では申告される工事完了日、それ以外の検査では検査適合日が該当します。			
補償区分	保険事故	事故の具体的事象	補償期間
標準	① 耐力性能に関わる事故 建物が基本的な耐力性能を満たさない	梁のたわみや床版の沈み込み	5年
	② 防水性能に関わる事故 建物が基本的な防水性能を満たさない	外壁や窓廻りからの雨漏れ	

オプション		③ 短期補償事項 施工対象部分が 通常必要とされる性能を満たさない	施工対象部分の耐力・防水性能に関わらない不具合(内装リフォームの不具合を含む)	2年 or 1年
		④ 等級2以上の耐力性能補償 注文者と約束した 等級2以上の耐力性能の未達	耐震改修工事の実施後に、約束した等級2の耐震性能の未達が発覚	5年
		⑤ 省エネ性能補償 注文者と約束した 省エネ性能の未達	省エネリフォームの実施後に、約束した「断熱等性能等級」の未達が発覚	10年
		⑥ 結露事故 10年補償 施工不良による結露の発生	断熱材の施工不良が原因で、壁内や小屋裏に結露が発生	10年
		⑦ 塗膜事故 10年補償 施工した塗膜面の膨れや剥がれ	塗装した外壁の塗膜面に膨れや剥がれが発生	10年
		補足 1. 「構造コース」では②の事故、「防水コース」では①の事故が、それぞれ施工対象部分のみ保険の対象になります。 2. 補償される省エネ性能には、「断熱等性能等級」と「一次エネルギー消費量等級」が該当します。 3. 結露事故と塗膜事故はオプションを利用しない場合も短期補償事項に含まれます。 4. オプションで補償期間が延長される塗膜事故には、塗膜の色あせ(白化)やチョーキング(白亜化)は含みません。		

point

基本的な耐力・防水性能だけでなく、結露や塗膜のリスクに対しても 10 年間の長期にわたって備えられるとともに、長期保証といった付加価値提案にも繋がられます。また、耐震改修工事や省エネリフォームのリスクにも備えられます。

塗膜事故の 10 年補償オプションを利用できる塗装工事		
	使用する塗料	10 年以上の耐用年数が期待できる、ウレタン系以上の塗料
	施工方法	外装材の材質やコンディションを踏まえて適切に下地処理を行い、外壁材の材質にあった下地材や塗料を使用
point 外装工事で一般に使用される塗料を使用して、標準的な方法で施工することで良く、グレードの高い塗料を使用したり、特別な施工方法を採用したりする必要はありません。		

○ 保険金額

基本保険金額（保険契約における支払限度額）			
1000 万円/棟		＞ 保険料表はここからダウンロードできます	
各 補 償 オ プ シ ョ ンの 支 払 限 度 額			
	等級 2 以上の 耐震性能補償	基本保険 金額と同額	
	省エネ性能補償	1000 万円	共同住宅の場合も住棟単位で適用します。
	結 露 補 償	500 万円	共同住宅の場合も住棟単位で適用します。

	塗 膜 補 償	500 万円	共同住宅の場合も住棟単位で適用します。 支払限度額は次の金額に変更できます。			
			100 万円	200 万円	300 万円	1000 万円
補 足	「省エネ性能に関わる事故」と「結露事故」の支払限度額は基本保険金額と別枠となりますが、「等級 2 以上の耐力性能補償」と「塗膜事故」の支払限度額は基本保険金額の内枠となります。					

お支払いする保険金の範囲と一事故あたりの限度額			
	直 接 修 補 費 用	材料費や労務費等の、建物を原状回復させるために直接必要となる費用	一事故あたりの限度額なし
	調 査 費 用	修補範囲や方法を特定するための費用	直接修補費用の 10% (最低 10 万円で上限 50 万円)
	仮住まい転居費用	修補期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、仮住まいや転居に必要な費用	50 万円
	そ の 他	事故に関する紛争を解決するために必要な争訟費用や第三者に対する請求権の保全費用	一事故あたりの限度額なし

支 払 保 険 金 に 適 用 す る 免 責 金 額		
最低金額	リフォーム事業者請求時	注文者の直接請求時
10 万円	修補費用 50 万円までは 10 万円 それ以上は修補費用の 20%	一律 10 万円

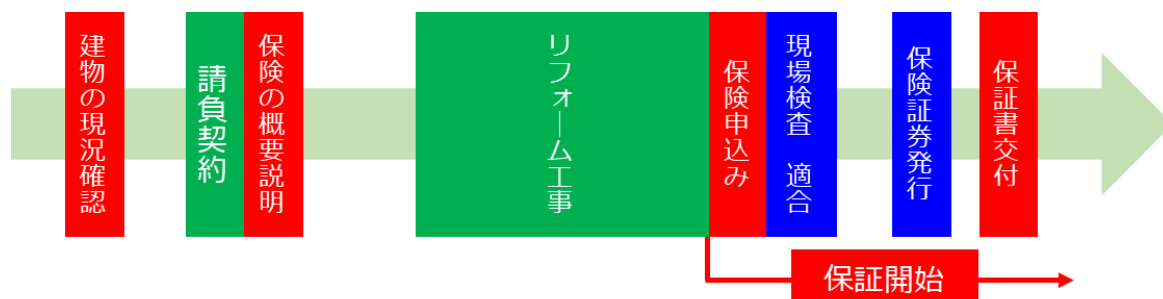
主 な 免 責 事 由		
故意・重過失により生じた損害		リフォーム事業者や注文者の故意や重過失を原因とする損害
外 来 の 事 由 等 により生じた損害	自然災害や外来の事由	洪水、台風、竜巻、豪雨等の自然災害や、火災、落雷といった外来の事由
	経年劣化等	虫食い、建物の性質による結露、建物の自然の消耗(経年劣化)といった事象
保 険 の 対 象 とならない損害	家財への波及損害等	建物以外の家財の破損や利用の阻害
	塗装の色むら等	建築材料や内外装等の、色や柄の選択誤りや、塗装仕上面の色むら
	性能の不発揮	事故によらずに生じた防音・断熱性能の未達、意図した性能の不発揮
締結後のリフォーム工事等		保険の加入後に行われた修補を含む工事の瑕疵

紛 争 処 理 に 関 す る サ ー ビ ス の 利 用		
リフォーム事業者と注文者は、 リフォーム工事に関するトラブルが発生した場合には、次のサービスを利用 できます。		
	電 話 相 談	住まいるダイヤルを利用して、 建築士の資格を持った相談員に相談 できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。

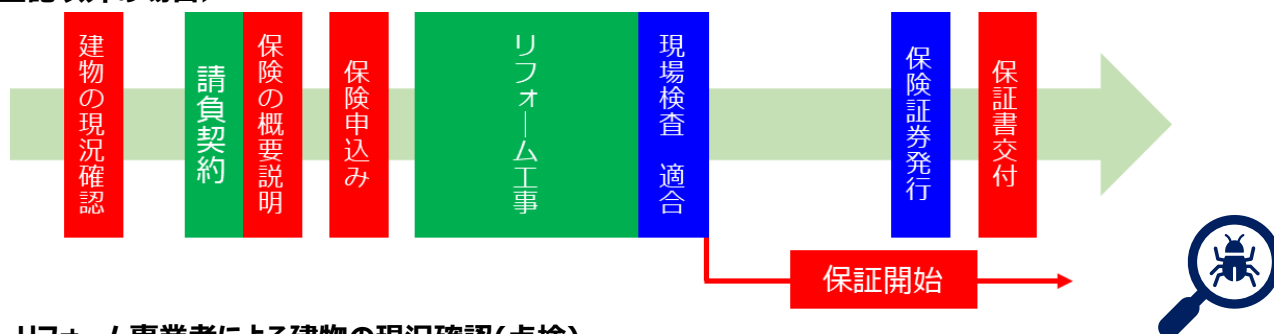
	専 門 家 相 談	弁護士と建築士に対面で相談できる事前予約制のサービスを利用できます。(相談時間は1時間で原則無料)
	紛 争 処 理	住宅紛争審査会による裁判外の紛争解決手続き(ADR)を利用できます。手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択できます。

5. 保険の申込手続き

＜完了後検査を写真検査とする場合＞



＜上記以外の場合＞



○ リフォーム事業者による建物の現況確認(点検)

建 物 の 現 況 確 認	
リフォーム業者は、建物に雨漏れ跡や規定値以上の幅のクラックといった、補修が必要となるような顕在化した不具合事象が生じていないかの確認を行い、報告書を作成します。	
注 意 	・現況確認は、ハウスジーマンの現況確認マニュアルに従って行います。 ・現況確認で不具合事象が見つかった場合は、その部分の写真の撮影が必要です。 ・現況確認で不具合事象が見つかった場合は、メンテナンスの実施時にその部分を補修する必要があります。 ・確認結果の有効期間は1年間です。例外として、写真検査を利用する場合は、施工中検査を行う場合を除き2年間です。また、RC造等の共同住宅の場合は例外なく2年間です。

＜現況確認マニュアルは、ここからダウンロードできます＞

＜木造・鉄骨造版＞

＜RC造版＞

＜現況確認実施報告書は、ここからダウンロードできます＞

＜木造・鉄骨造版＞

＜RC造版＞

○ 保証と保険の概要説明

リフォーム事業者は、「概要説明書」を使用して注文者に保証の概要と保険の内容のうち注文者に関わる部分の説明を行い、契約内容確認シートに記名押印を取り付けます。概要説明は請負契約の締結の際に行うことを推奨します。

＜概要説明書はここからダウンロードできます＞

＜概要説明動画にはここからアクセスできます＞

＜契約内容確認シートはここからダウンロードできます＞



point

- ・保証と保険の概要説明には、ハウスジーマンのホームページで公開している概要説明動画を利用できます。
- ・概要説明動画には、「概要説明書」右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。

○ 保険の申込み

保険の申込みは、次のタイミングで、ハウスジーマンのポータルサイトから行います。完了後検査を写真検査とする場合は、申込みの際に工事完了日を申告します。



	完了後検査を 写真検査とする場合	工事の完了後速やかに
	上記以外の場合	着工の前後に関係なく、工事日程が確定し、検査希望日が決まったタイミング
補 足	後掲の、施工中検査が必要となる構造材や防水紙を新設する工事を行う場合は、 施工中検査の希望日が確定したタイミングで申込み を行ってください。	

申 込 時 期 に 関 す る 留 意 事 項

申込みが早すぎると、検査の依頼漏れに繋がる恐れもあり、実地検査とリモート検査とする場合は、日程調整がスムーズにいくよう、検査希望日(施工中検査がある場合は施工中検査の希望日)の確定後、その1～2週間前を目途に申込みを行ってください。

[> ポータルサイトにはここからアクセスできます](#) [> 既存共通の web 申込みマニュアルはここから確認できます](#)

point

着工前の申込みといった申込時期の指定や、当社による着工前の現場検査といった手続き的な制約がないため、検査予定日の確定後に余裕をもって保険の申込みを行うことができます。

○ 現場検査

ハウスジーマンは、**工事完了後に検査(建物の現況と施工状況の確認)を行います(完了後検査)**。現況確認部分の内容は、住宅事業者による建物の現況確認と同内容です。なお、工事の実施にあたり足場を敷設した場合の完了後検査のタイミングは、**足場撤去の前後を問いません**。

現 場 検 査 に 関 す る 留 意 事 項

	次の場合は、 完了後検査の一部(建物の現況確認部分) を省略できます。 検査負担が格段に軽減され、写真検査での対応も可能となるため、検査特例の適用を、特にCの特例の適用を推奨 しています。	
	現 況 確 認 が 次 の 者 により行われている場合	A 既存住宅状況調査技術者の有資格者
		B ハウスジーマンの受託検査機関や登録検査会社(委託による)
	住宅事業者がいずれかに 該 当 す る 場 合	C 現況確認マニュアルと同等以上の内容で点検基準を定めている
		D ハウスジーマンの受託検査機関や登録検査会社である
BとCの検査特例の適用を受ける際は、 事前の申請 が必要です。 > Cの適用申請書はここからダウンロードできます > Bの適用申請書はここからダウンロードできます		
	検査特例を利用した場合の完了後検査は、実地検査でなく リモート検査 による対応も可能です。 > リモート検査の概要はここから確認できます > リモート検査のユーザーガイドはここから確認できます。 <android 編> <iPhone 編>	
	リモート検査とは 現地の担当者がスマートフォンで撮影するビデオ映像を、検査員が web 会議上確認して行う検査をいい、実施には所定の要件を満たす必要があります。	
	検査特例を利用した場合の完了後検査は、リモート検査だけでなく、 写真検査 による対応も可能です。写真検査とした場合は、 申込みの受理後に検査を行い、問題がなければ、その流れで保険証券を発行 します。なお、後掲の 施工中検査を写真検査とすることはできない ので、ご注意ください。 > 提出する写真の箇所・枚数に関するルールは、ここから確認できます > 写真提出用のエクセルシートはここからダウンロードできます	
	写 真 検 査 と は 申込者が提出する建物の全景と施工状況の写真を確認して行う検査をいい、検査員によるリアルタイムでの確認が一切なくなることもあり、写真検査を実施するには、当社所定の要件を満たす必要があります。	

施工中検査

次の工事を行う場合は、そのいずれかの完了時にも現場検査を行い、**施工状況を確認します(施工中検査)**。
 新設工事には、**交換やカバー工法を含みます**。施工中検査はリモート検査による対応も可能です。

○ 防水紙の新設を伴う外壁工事
 ○ 構造材の新設を伴う耐震補強等の工事

例外的に施工中検査の対象となるバルコニー等の工事

防水紙を新設する勾配屋根の工事や、バルコニー等の防水材を新設する工事は、施工中検査の対象とはなりません、
 例外的に、仕上げ材で防水材が見えなくなるバルコニー等の防水工事は、施工中検査の対象となります。

この場合の**完了後検査は、写真検査**となります。この写真検査の実施には、実施者の要件は設けていません。**写真**は **web 上の専用フォーム**から提出します。
> 写真提出用の専用フォームにはここからアクセスできます

point

- ・実施者の保有資格を検査特例の要件としていないため、社内外のリソースを有効に活用できます。
- ・検査特例により、建物の現況確認への2回の立ち合いという住宅所有者の検査負担を軽減できます。
- ・検査特例により、建物に立ち入らずに検査を実施できるケースがあるため、住宅所有者の立ち合いなしでの検査も可能です。
- ・軽微な外装リフォームの実施時は、写真検査の利用により、工事完了後の申込みで保険加入手続きを完了できます。

工 事 内 容 と 実 施 す る 現 場 検 査						
検査特例	新設工事	施 工 中 検 査		完 了 後 検 査		完了後検査の実施方法
適用あり	なし	—	—		実地検査 リモート検査 写真検査	実地検査のほか、リモート検査と写真検査も選択できます。
	あり		実地検査 リモート検査		写真検査	写真は専用フォームから提出します。 > フォームにはここからアクセスできます
適用なし	なし	—	—		実地検査	建物の現況確認を行うため、実地検査が必須となります。
	あり		実地検査 リモート検査		実地検査	建物の現況確認を行うため、実地検査が必須となります。

point

完了後検査は、建築士による第3者検査を注文者にアピールしたい場合は実地検査、そこまでは必要ないがリアルタイムの確認をしてもらいたい場合はリモート検査、とにかく手続きをライトに済ませたい場合は写真検査と、ニーズに応じた方法を選択できます。

完了後検査におけるバルコニー等の確認について(実地検査・リモート検査編)

検査特例を適用して検査の一部を省略した完了後検査で、**建物内に立ち入っての確認がバルコニーや陸屋根だけとなる場合のバルコニー等の確認は、施工状況が確認できる次の写真を用意いただくことで、建物内に立ち入っての確認を省略**できます。

○ バルコニーの全景が確認できる写真(できる限り防水材が広く映り込むように撮影したもの)
 ○ ドレン周囲の状況が確認できる写真(排水ドレンが映り込むように撮影したもの)

⇒例外として、実施する工事がバルコニー等だけの場合は、目視による確認が必須となるのでご留意ください。

バルコニー等の写真の確認方法は検査に応じて次の通りです。

	通 常 検 査	検査実施時に検査員に提示してください。(スマートフォン等の画面上での提示で構いません。)
	リモート検査	バルコニー等の写真は、検査の実施までにポータルサイトから提出してください。

完了後検査における防蟻工事の確認について

検査特例を適用して検査の一部を省略した完了後検査では、**防蟻工事の施工状況の確認は省略**できます。

⇒例外として、実施する工事が防蟻工事のみとなる場合は、目視による確認が必須となるのでご注意ください。



○ 保険証券の発行

現場検査への適合後に「保険証券」を発行します。

web証券



- ・保険証券は、ポータルサイト上で web 証券として発行します。
- ・郵送に要する時間を待たずに、証券の発行後直ちに保険証券を受け取ることが可能です。
- ・web 証券は、保険期間中はいつでもポータルサイト上で閲覧できます。
- ・付保証明書はダウンロードした電子ファイルで注文者に提供することも可能です。

point

保険証券の発行に施工中検査を行う場合の写真提出以外の手続きはありません。与信事業者扱いとなる場合は保険料の支払時期に関係なく、検査に適合したタイミングで保険証券を発行します。

○ 保証書の交付

リフォーム事業者は注文者に「保証書（指定書式）」を交付します。

[＞保証書のひな形はここからダウンロードできます](#)

point

受理時に使用する保証書をポータルサイト上で提供するので、作成する必要はありません。提供を受けたものを使用してください。

6. リフォーム事業者登録

この保険を利用するには**リフォームワイド**を利用できる**リフォーム事業者としての登録が必要**です。登録を受けるためには、リフォーム事業者共通の要件に加えて**リフォームワイドを利用するための追加要件を満たす**ことが必要です。

[＞リフォーム事業者登録申請書はここからダウンロードできます](#)

事業者登録申請時の提出書類		
共通	預金口座振替依頼書(指定書式) ＞ここからダウンロードできます	
住宅事業者が法人である場合に提出	法人登記の登記簿謄本(全部事項証明書)	
建設業許可を受けている場合に提出	建設業許可証 or 建設業許可通知書	

○ リフォーム事業者共通の要件

リフォーム事業者が建設業許可を受けていない場合の登録要件は次のとおりです。

リフォーム事業者が建設業許可を受けていない場合の登録要件	
新築工事とリフォーム工事の業務実績 (いずれか)	過去 2 年間に 5 件以上の業務実績があること
増改築リフォーム保険を利用する場合は、増改築リフォーム以外のリフォーム工事は業務実績とすることができませんので、ご注意ください。	2 年以上の期間に 5 件以上の業務経験のある経験者が在籍していること

○ リフォームワイドを利用するための追加要件

次の要件を満たして、**建物の現況確認(点検)の遂行能力があることが認められることが必要**です。

リフォームワイドを利用するための追加要件	
住宅の検査(点検)に関する業務実績 (いずれか)	過去2年間に5件以上の業務実績があること
	2年以上、かつ5件以上の業務経験のある常勤の建築士が在籍していること
建築士の在籍	常勤の建築士が在籍していること

事業者登録の取扱い		
	登録料	事業者登録には、ハウスジューメンの保険商品の利用実績に応じた登録料が掛かります。
	有効期間	登録の有効期間は1年間で、原則として自動更新です。
	保険料の支払方法	保険料は原則として口座振替による支払いとなるため、振替口座の登録がない場合は、事業者登録の際に「預金口座振替依頼書(原本)」を提出して、登録が必要です。

point
振替口座の登録を行い、保険料の支払いを口座振替で行う場合は、一定の利用実績がなくても初回の申込みから与信事業者として取り扱うため、保険証券の発行を急ぐ場合も安心です。

7. 提出書類

申込時の提出書類	
共通 	現地案内図
	平面図と立面図
	工事の対象箇所と内容が分かる施工図面等の資料 施工図面等を作成しない場合は、提出する平面図と立面図に工事内容を記載することで構いません
	現況確認 実施報告書(指定書式) > 木造・鉄骨造用の書式はここからダウンロードできます > RC造用の書式はここからダウンロードできます
	請負契約書類(特約部分を含む) > ワイド用の特約はここからダウンロードできます
	契約内容確認シート(指定書式) > ここからダウンロードできます
完了後検査を写真検査で対応する場合	建物の全景と施工状況の写真(指定書式) > 写真提出用のエクセルシートはここからダウンロードできます
新耐震基準等の充足が必要な場合	新耐震基準等を満たしていることが確認できる書類
状況調査技術者の検査特例を利用する場合	状況調査技術者の資格者証
性能評価付き住宅の場合	建設住宅性能評価書

(注) 本紙は保険商品の内容の全てを記載するものではありません。詳細については約款集や重要事項説明書を参照してください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0004

東京都港区新橋 4-3-1 新虎安田ビル

【お問合せ】

受付センター	TEL	03-5408-8486
	E-mail	info@house-gmen.com

©2025 株式会社ハウスジーメン